

伊監委第 383 号
平成 28 年 12 月 28 日

請求人 ●● ●● 様
請求人 ●● ●● 様
請求人 ●● ●● 様
請求人 ●● ●● 様
請求人 ●● ●● 様

伊賀市監査委員 鈴木 陽介
伊賀市監査委員 赤堀 久実

住民監査請求について（通知）

平成 28 年 11 月 30 日付をもって受付けた住民監査請求については、下記のとおり受理できないことに決定したので通知します。

記

第 1 請求の内容

平成 28 年 11 月 30 日付をもって受付けた住民監査請求によると、請求の内容は次のとおりである。

1. 請求の要旨

- (1) いつ、誰による、どのような財務会計上の行為又は怠る事実があるのか
平成 22 年 4 月に伊賀市の貴重な財産である阿保第 2 水源を、市民に説明することなく廃止した（以下、廃止された阿保第 2 水源は「旧水源」という。）。旧水源は、公称能力 998 m³/日、取水実績も平成 16 年～20 年の平均で 884 m³/日で、とくに取水実績が低下していたわけではない。廃止当時の水道事業の責任者は、水道事業管理者、水道部長、施設課長である。

- (2) その行為又は怠る事実が違法又は不当である理由

市民に説明することもなく、正当な根拠がないまま旧水源を廃止した。現在においても、伊賀市水道部は旧水源の廃止の根拠及び経緯の開示を、「行政情報が存在しない」という理由で拒否している。これらのこと自体が不当な行為であり事実である。

さらに、正当な根拠と関係住民に当然すべき周知がないままに桐ヶ丘団地への配水を現在の阿保第 2 水源（以下「新水源」という。）から、木津川下流の森井堰から暫定豊水水利権に基づく表流水に切り替えた。その結果、桐ヶ丘団地に配水する水の原水の水質は、大きく悪化することとなった。

(3) それにより、市がどのような損害を被ったのか、今後被るのか

地域の水源は、先人から引き継いだ貴重な財産である。身近な水源は、地域の人にとって美味しく安全、安心な水の源であり、また災害時のリスク分散の観点からも安心の源である。それを失うことになったのは、伊賀市と伊賀市民にとって、計り知れないほどの大きな損失と言わざるをえない。

災害時の命のリスクの増大、身近で美味しく安全・安心な水源を失うことによる健康面や暮らしの質 (Quality of Life) に与える影響は大きい。但し、伊賀市側が、情報開示を一切拒否しているため、旧水源の廃止自体による伊賀市の行政としての現在までの損失額については不明である。

旧水源の廃止とともに、平成 22 年 4 月以降は、森井堰から取水し、ゆめが丘浄水場まで導水し、そこから上野南ポンプ場、青山ポンプ場、青山調整池、桐ヶ丘高区配水池、桐ヶ丘低区配水池へと送水し、この両配水池から桐ヶ丘団地に配水している。この切り替えに伴う取水・導水・浄水・送水・配水のための設備投資とその後の維持費は、膨大な額となる。設備投資は県の事業として行われ、伊賀市は 87 億円の借金とともにその大きすぎる施設を引き受ける羽目になっている。旧水源が枯渇しているということが虚偽であるとすれば、87 億円のうち、少なくとも桐ヶ丘団地への配水のためにかかる費用は、伊賀市にとって無駄であり損失である。

また、水道部は根拠を一切示すことができないのに「旧水源が枯渇した」ことを根拠として、阿保浄水場内の隣接する新水源も、非常に不安定で廃止しなければならないとしている。このことは、2016 年 11 月 26 日阿山福祉センターでの水道事業基本計画「中間案」市民説明会で水道部が口頭にて説明した。市民による記録映像によって確認できる。現在の新水源が廃止予定であることは、伊賀市水道事業基本計画<中間案>に記載されている。

(4) 財務会計上の行為から 1 年以上経過後に請求する場合はその正当な理由

いつの間にか旧水源の廃止が決定され、伊賀市民への事前の相談や廃止の報告がなく、知ることができなかった。

また、廃止の根拠を一切示すことができないにも拘わらず、その廃止の根拠とするものをもって、他の水源まで廃止しようとしている。廃止計画について、現在、水道事業基本計画策定委員会等で審議中であり、適切な措置を早急に講じないと、更なる不利益が伊賀市、伊賀市民に及ぶ恐れが大きい。

なお、水道事業基本計画案については、現在、その計画案並びに手続きについて、重大な疑義が策定委員有志並びに市民有志から提出されており、「中間案」として策定委員は認めないとしている。

(5) どのような措置をとることを求めるのか

①旧水源を廃止した根拠と経緯に関する情報の開示と影響を被る市民への説明。なお、示すべき根拠とは、枯渇したことの証明、並びに廃止を根拠づける基本計画、年間計画書、審議・決定したときの記録等のことであり、経緯とは調査・検討の過程並びに住民も含めた合意形成・広報の過程並びにその結果のことである。

②市民に示すことのできない根拠と経緯によって、旧水源を廃止した関係者

の処分。

③不当に廃止された旧水源の復活。

④隣接する新水源を廃止する計画案の差し戻し、並びに策定委員によって認められた本当の水道事業計画の中勘案の立案。

第2 受理できない理由

地方自治法第242条第1項において、住民監査請求の対象は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担又は公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「財務会計行為」という。）と定められており、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実の結果、具体的な損害が市に発生しているか否かが問題となる。

請求人は市民に説明することもなく、正当な根拠がないまま旧水源を廃止したと主張しているが、たとえ違法又は不当な行為があったとしても、財務会計上、何ら財産的な損害が生じていないのであれば、請求の対象とはできないとされている。

この点、平成6年9月8日最高裁判決では、「住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する見地から、当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実についてその監査と予防、是正等の措置とを監査委員に請求する権能を住民に与えたものであって、住民訴訟の前置手続きとして、まず当該地方公共団体の監査委員に住民の請求に係る行為又は怠る事実の違法、不当を当該地方公共団体の自治的、内部的処理によって予防、是正させることを目的とするものであると解される。そのため、監査の対象となる行為等は、地方公共団体に積極消極の損害を与えひいては住民全体の利益に反するものでなければならないというべきである。」と判示されている。

そこで、財務会計上の違法又は不当な理由、財務会計上どのような損害が伊賀市に生じているのか、及びこれらを証する書類の提出等について請求人に補正を求めたところ、請求人からは、補正期間内に市が被った具体的な損害の提示及びこれらを証する書類の提出はなかった。

よって、本件請求は、地方自治法第242条第1項の規定に適合しているとは認められないため、これを受理することができない。